㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　四号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
仙台市太白区八本松二丁目二〇五番一から同市太白区根岸町九六番二まで	前	一九・〇七～三九・八九メートル
	後	二四・六九～三九・八九メートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○関東地方整備局告示第百九十九号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川吾妻川、久森沢川及び白砂川について、昭和六十一年三月二十四日付けで告示された建設省告示第七百四十八号を次のように改める。

平成二十六年四月二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

別紙図面のうち、第一号図及び第六号図を次のように改める。

その別紙図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局八ッ場ダム工事事務所に備え置いて、一般の縦覧に供する。

（図面省略）

○関東地方整備局告示第二百号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。以下「法」という。）第七十六条の十において読み替えて準用する法第四十四条の規定により、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、法第七十六条の十において準用する法第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十六年四月二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　11
二　登録建築物調査機関の名称　一般財団法人　さいたま住宅検査センター
三　住所　埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目12番3号
四　変更する年月日　平成二十六年三月二十四日
五　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地　一般財団法人　さいたま住宅検査センター越谷事務所　埼玉県越谷市南越谷四丁目16番2号

○関東地方整備局告示第二百一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年四月二日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人さいたま住宅検査センター
三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	埼玉県越谷市南越谷二丁目13番29号
変更後	埼玉県越谷市南越谷四丁目16番2号

(2)　変更年月日　平成二十六年三月二十四日

○近畿地方整備局告示第七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年四月二日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　和歌山県
二　都市計画事業の種類及び名称　和歌山都市計画道路事業三・二・六号南港山東線
三　事業施行期間　自平成二十六年四月二日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　和歌山県和歌山市和田字静火、字折橋、字沖門及び字石子、朝日字芝添及び字大坪、西字淀及び字南沖田、森小手穂字淀、字南沖田、字相方及び字向日山、寺内字南沖田並びに吉礼字事ヶ谷、字中彦地、字芝本及び字五郎山地内
使用の部分　和歌山県和歌山市森小手穂字淀、字南沖田、字相方及び字向日山並びに吉礼字事ヶ谷地内

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二日

北海道開発局長　澤田　和宏

㈠　道路の種類　一般国道
㈡　路線名　二百三十五号及び二百三十七号
㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
北海道浦河郡浦河町堺町西二丁目九一番一から同町堺町西一丁目八三番八まで	前	一九・〇二～二〇〇・九〇メートル
	後	一八・五九～二〇〇・七二メートル
北海道浦河郡浦河町堺町西一丁目八三番九から同町堺町東一丁目七七番二一〇まで	前	一八・一九～二〇八・六三メートル
	後	一七・四九～二〇八・八四メートル
北海道浦河郡浦河町堺町東二丁目七〇番七から同町堺町東二丁目七〇番二まで	前	一八・八〇～一八・九一メートル
	後	一六・六七～一七・一三メートル

㈣　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部

○北海道開発局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年四月二日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百三十五号及び二百三十七号	北海道浦河郡浦河町堺町西二丁目九二番一から同町築地三丁目一番六二まで	北海道開発局及び同局室蘭開発建設部
二百七十三号	紋別市上渚滑町更正一四番一から同市上渚滑町更正八番一まで	北海道開発局及び同局網走開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年四月二日